

議案第100号

東大阪市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月1日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

東大阪市火災予防条例（昭和48年東大阪市条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第32条の2—

「 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第32条の7）」を
第3章の3 林野火災の予防（第32条の8・第32条の9）

32条の2—第32条の7)
に改める。

」

第1条中「火災に関する警報」の次に「（同条第3項の火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加える。

第32条中「の各号」を削り、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第32条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することが

できる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、本市の区域内にある者は、第32条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならぬ。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第32条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第32条各号に定める火の使用の制限の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第64条の3第1項第3号中「第67条第6号」を「第67条第1項第6号」に改める。

第67条第1号を次のように改める。

(1) たき火その他火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（東大阪市火入れに関する条例（昭和60年東大阪市条例第13号）第2条の規定により許可されたものを除く。）

第67条に次の1項を加える。

2 所轄消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第76条第2項第2号中「第67条第2号」を「第67条第1項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(東大阪市火入れに関する条例の一部改正)

2 東大阪市火入れに関する条例（昭和 60 年東大阪市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項及び第 2 項中「火災警報」を「林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報」に改める。

東大阪市火災予防条例新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1章～第3章の2 (略)	第1章～第3章の2 (略)
<u>第3章の3 林野火災の予防(第32条の8・第32条の9)</u>	
第4章～第9章 (略)	第4章～第9章 (略)
附則	附則
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等について、法第17条第2項の規定に基づき消防用設備等の技術上の基準の附加基準について、並びに法第22条第4項の規定に基づき火	第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等について、法第17条第2項の規定に基づき消防用設備等の技術上の基準の附加基準について、並びに法第22条第4項の規定に基づき火

災に関する警報（同条第3項の火災に関する警報をいう。以下同じ。）の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第32条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については次に定めるところによらなければならない。

（1）～（6）（略）

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第32条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができ

災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第32条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については次の各号に定めるところによらなければならない。

（1）～（6）（略）

（7）屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、本市の区域内にある者は、第32条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第32条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第32条各号に定める火の使用の制限の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第64条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による

(屋外催しに係る防火管理)

第64条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による

指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく) 次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならぬ。

(1) • (2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第67条第1項第6号において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) ~ (6) (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第67条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(1) たき火その他火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（東大阪市火入れに関する条例（昭和

指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく) 次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならぬ。

(1) • (2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第67条第6号において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) ~ (6) (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第67条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

60年東大阪市条例第13号)第2条の規定により許可されたものを除く。)

(2)～(6) (略)

2 所轄消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第76条 (略)

2 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第67条第1項第2号の規定に違反した者

(2)～(6) (略)

第76条 (略)

2 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第67条第2号の規定に違反した者

東大阪市火入れに関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

新	旧
<p>(火入れの中止)</p> <p>第15条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は<u>林野火災に関する注意報</u>若しくは<u>火災に関する警報</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは<u>林野火災に関する注意報</u>若しくは<u>火災に関する警報</u>が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第15条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は<u>火災警報</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは<u>火災警報</u>が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</p>